

永代供養塔入塔規程

- 第一条 公益財団法人山形霊園（以下「本霊園」と記す）の永代供養塔を利用する者は本永代供養塔、入塔規程に従うものとする。
- 第二条 本霊園の永代供養塔は本霊園が管理運営する。
- 第三条 一、本霊園の永代供養塔に埋葬、供養を希望する者は本霊園が定めた期日まで
に永代供養、永代管理料を納付しなければならない。
二、本霊園はいかなる場合であっても納付された永代供養、永代管理料は
返還しない。
- 第四条 永代供養者及び納骨依頼者は、生存しているかぎり、本籍、現住所、電話番号
の変更及び納骨依頼者の変更があった場合、本霊園に書面にて届け出なければ
ならない。
- 第五条 納骨依頼者が永代供養者の焼骨を埋葬する際は各市町村の埋葬許可書、霊園が
発行している埋葬証書を提出し、本霊園の承諾を得なければならない。
- 第六条 生前永代供養者は本霊園が法律の規程に基づいて備えた図面、帳簿書類などを
閲覧することが出来る。但し、正当な理由がないときは本霊園はこれを拒絶す
ることが出来る。
- 第七条 生前永代供養者は埋葬証書を第三者に売り渡したり、贈与することはできない。
永代供養に関する権利は一代かぎり、納骨依頼者には何の権限もない。
- 第八条 本霊園は永代供養者の埋葬した焼骨を如何なる事情があれども返還しない。
- 第九条 本霊園は理事会の承認を得て本永代供養塔規程に反さない限度で細則を定め
ることが出来る。
- 第十条 本規程を改正する場合は、評議委員会で審議し理事会の承認を得なければなら
ない。
- 第十一条 本規程は平成三十一年（二〇一九年）四月一日より実施される。

山形霊園

永代供養塔「永久」埋葬証書

一、墓碑名

永代供養塔「永久」

一、墓地建立地番

山形市成沢町浦

一、埋葬方法

共同埋葬

一、永代供養者

本籍

山形市飯田五丁目二五番七号

住所

山形市飯田五丁目二五番七号

氏名

公益財団法人 山形霊園

様

一、納骨依頼者

氏名

公益財団法人 山形霊園

様

住所

山形市飯田五丁目二五番七号

続柄

本人

永代供養規程に添い謹んで供養させていただきます。

平成三十一年（二〇一九年）四月一日

公益財団法人 山形霊園